

議案第99号

福岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、施設及び設備の老朽化に対応し、及びより良質な学校給食の提供を効率的かつ効果的に実施するため、福岡市立第2給食センターを設置するとともに、福岡市立学校給食センターの総括機能の移転に伴い、その位置を改める必要があるによる。

福岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

福岡市立学校給食センター条例（昭和47年福岡市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表を次のように改める。

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|---------------|
| 福岡市立学校給食センター | 福岡市博多区東平尾一丁目 |
| 福岡市立第1給食センター | |
| 福岡市立第2給食センター | 福岡市東区香椎浜ふ頭二丁目 |

附 則

この条例は、平成28年8月1日から施行する。